

議案 号

鳥取県立倉吉東高等学校育友会会則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>第一章 総則</p> <p>第1条 本会は鳥取県立倉吉東高等学校育友会とし、事務局を本校に置く。</p> <p>第2条 本会は学校教育目的の達成のために協力すると共に、家庭教育及び社会教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 本会は、第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校と家庭との連絡を図り、併せて、家庭教育及び社会教育を改善すること 2. 学校施設の充実、環境整備の援助をすること 3. 教職員の研究活動の援助をすること 4. 会員相互の研修親睦を図ること 5. 生徒会活動等の学校行事に協力すること 6. その他必要な事業 <p>第二章 会員</p> <p>第4条 本会の会員は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 倉吉東高等学校生徒の保護者 2. 倉吉東高等学校の教職員 3. 本会の目的に賛同するもので評議員会の承認を得た者 <p>第三章 役員</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 副会長4名 委員長3名 書記1名 会計 1名 監事 2名 評議員 <u>90名程度</u> 幹事 1名</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会長・副会長・委員長・書記・会計及び監事は総会で選出する。 3. 評議員は会員のうちより互選し会長が委嘱する。 	<p>第一章 総則</p> <p>第1条 本会は鳥取県立倉吉東高等学校育友会とし、事務局を本校に置く。</p> <p>第2条 本会は学校教育目的の達成のために協力すると共に、家庭教育及び社会教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 本会は、第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校と家庭との連絡を図り、併せて、家庭教育及び社会教育を改善すること 2. 学校施設の充実、環境整備の援助をすること 3. 教職員の研究活動の援助をすること 4. 会員相互の研修親睦を図ること 5. 生徒会活動等の学校行事に協力すること 6. その他必要な事業 <p>第二章 会員</p> <p>第4条 本会の会員は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 倉吉東高等学校生徒の保護者 2. 倉吉東高等学校の教職員 3. 本会の目的に賛同するもので評議員会の承認を得た者 <p>第三章 役員</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 副会長4名 委員長3名 書記1名 会計 1名 監事 2名 評議員・<u>常任評議員 若干名</u> 幹事 1名</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会長・副会長・委員長・書記・会計及び監事は総会で選出する。 3. 評議員は会員のうちより互選し会長が委嘱する。 4. <u>常任評議員は評議員のうちより互選し会長が委嘱する。</u>

<p>4. 幹事は本校職員のうちより会長が委嘱する。</p> <p>第6条 役員の任期は1年とする。ただし、評議員の任期は3年とする。なお、補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>第7条 役員の任務は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は本会を代表し、会務を総括する 2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する 3. 委員長は委員会の会務を行う 4. 書記は本会の事務を処理する 5. 会計は本会の会計を処理する 6. 監事は本会の会計を監査する 7. 評議員はいずれかの専門委員会に属するとともに、本会の主要用務を審議する 8. 幹事は会務を処理する <p>第8条 本会は顧問若干名を評議員会の決議により、委嘱することができる。</p> <p>第四条 総会</p> <p>第9条 総会は毎年5月に開催し、会務の報告、会則の改正、予算・決算の決議及びその他必要事項を協議する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 総会の議事は、出席会員の過半数を以って決定する。可否同数のとき議長が決する。 3. 臨時総会を開き難い場合は、評議員会を以って総会にかえることができる。ただし、この場合は、次期総会に報告し、承認を得なければならない。 <p>第五章 運営委員会及び評議員会</p> <p>第10条 運営委員会は、会長、副会長、委員長、書記、<u>会計、監事、幹事</u>、学校長、教頭及び事務長で構成し、本会の必要事項を協議する。また、教職員は、適宜協議に参加することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>評議員会は、評議員及び会員のうちより会長が委嘱する専門委員会の委員</u>で構成し、総会にかえて本会 	<p>5. 幹事は本校職員のうちより会長が委嘱する。</p> <p>第6条 役員の任期は1年とする。ただし、評議員の任期は3年とする。なお、補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>第7条 役員の任務は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は本会を代表し、会務を総括する 2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する 3. 委員長は委員会の会務を行う 4. 書記は本会の事務を処理する 5. 会計は本会の会計を処理する 6. 監事は本会の会計を監査する 7. <u>評議員・常任評議員</u>はいずれかの専門委員会に属するとともに、本会の主要用務を審議する 8. 幹事は会務を処理する <p>第8条 本会は顧問若干名を評議員会の決議により、委嘱することができる。</p> <p>第四条 総会</p> <p>第9条 総会は毎年5月に開催し、会務の報告、会則の改正、予算・決算の決議及びその他必要事項を協議する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 総会の議事は、出席会員の過半数を以って決定する。可否同数のとき議長が決する。 3. 臨時総会を開き難い場合は、評議員会を以って総会にかえることができる。ただし、この場合は、次期総会に報告し、承認を得なければならない。 <p>第五章 運営委員会、評議員会及び常任評議員会</p> <p>第10条 運営委員会は、会長、副会長、委員長、書記、会計、幹事、学校長、教頭及び事務長で構成し、本会の必要事項を協議する。また、教職員は、適宜協議に参加することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>評議員会又は常任評議員会</u>は総会にかえて本会の主要用務を審議するものとし、必要に応じて、会長が
---	---

の主要用務を審議するものとし、必要に応じて、会長が召集する。

3. 運営委員会及び評議員会の議事は、出席者の過半数を以って決定する。可否同数のときは議長が決する。

第10条の2 本会の情報発信をインターネットにおいて行うため、ホームページ運営委員会を置き、会員のうちより会長が委嘱する委員若干名で構成する。

第六章 委員会

第11条 本会は第3条に規定する事業を行うため、次の専門委員会を置く。

広報委員会 人権教育推進委員会 健全育成委員会

2. 各委員会は、評議員又は会員のうちより会長が委嘱する委員若干名で構成し、正副委員長を置く。

3. 正副委員長は委員のうちより互選する。

4. 委員の任期は3年とする。ただし、委員長及び副委員長の任期は1年とし、再任は妨げない。なお、補欠により就任したものの任期は前任者の任期とする。

第七章 会計

第12条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入を以ってあてる。

2. 会費は、総会の決議により金額を決定しこれを徴収する。

3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

附則

1. 本会則は、昭和28年4月1日より施行する。

2. 本会則は、平成6年4月1日より施行する。

3. 本会則は、平成12年4月1日より施行する。

4. 本会則は、平成18年4月1日より施行する。

5. 本会則は、平成20年4月1日より施行する。

召集する。

3. 運営委員会、評議員会及び常任評議員会の議事は、出席者の過半数を以って決定する。可否同数のときは議長が決する。

第10条の2 本会の情報発信をインターネットにおいて行うため、ホームページ運営委員会を置き、会員のうちより会長が委嘱する委員若干名で構成する。

第六章 委員会

第11条 本会は第3条に規定する事業を行うため、次の専門委員会を置く。

広報委員会 人権教育推進委員会 健全育成委員会

2. 各委員会は、評議員又は会員のうちより会長が委嘱する委員若干名で構成し、正副委員長を置く。

3. 正副委員長は委員のうちより互選する。

4. 委員の任期は3年とする。ただし、委員長及び副委員長の任期は1年とし、再任は妨げない。なお、補欠により就任したものの任期は前任者の任期とする。

第七章 会計

第12条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入を以ってあてる。

2. 会費は、総会の決議により金額を決定しこれを徴収する。

3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

附則

1. 本会則は、昭和28年4月1日より施行する。

2. 本会則は、平成6年4月1日より施行する。

3. 本会則は、平成12年4月1日より施行する。

4. 本会則は、平成18年4月1日より施行する。